

○笠井委員

国民の最大の利益というところは、私もキーワードだと思うんですけども、そのところで、私は今、限られた時間ですが、幾つか指摘をさせていただいて議論しましたが、むしろ重大な懸念があるという点で、今回の協定によって、日本国内で農業分野、下請あるいは雇用にマイナスの影響が出ることが懸念をされる、そういう点で今回の協定の承認には賛成しかねることを表明しておきたいと思います。

さて、協定関連は以上ですが、残された時間、若干の問題について質疑をしたいと思います。

先日の当委員会、この外務委員会が開かれるたびに米軍にかかわる事件、事故が起こるということを私は流れの中で申し上げたんですが、またあったという感じで、ちょっと一点、質問をしておきたいと思います。

といいますのも、去る五月十五日に、米陸軍キャンプ座間の基地内のゴルフ場から飛んできたゴルフボールが、隣接をする相模原の市立新磯野西公園にいた小学六年生男子の顔に当たるという事故が発生をいたしました。

防衛省、来ていただいていると思うんですが、この事故の概要について説明してください。

◆地引政府参考人

お答えさせていただきます。五月十五日午後五時ごろ、キャンプ座間ゴルフ場五番ホール付近におきまして、ゴルフボールがフェンスを越えてワンバウンドした後、近くの公園にいた十一歳の男子の鼻に当たったものでございます。

男子は少量の鼻血が認められましたが、レントゲン撮影では異常がないということであり、打撲程度であると承知しているところでございます。

また、キャンプ座間ゴルフ場から施設外へのゴルフボールの飛び出し事故につきましては、機会あるごとに、米側に対しまして再発防止等を申し入れてきたところでございますが、今回このような事件が起きたことはまことに遺憾でございます。

本件につきましては、同日、南関東防衛局から神奈川県等に情報提供し、また、南関東防衛局から在日米陸軍司令部に対しまして、再発防止策を講じるよう強く申し入れたところでございます。

○笠井委員

一步間違えばこれは大きな事故、大変な事故につながりかねない問題だと思うんです。市民が安心して公園で憩えない、こんな事態があってはならないと思うんです。

しかも、このキャンプ座間からのゴルフボールの飛び出し事故というのは今回が初めてじゃない。一九八〇年の六月に女性の背中をゴルフボールが直撃するという人身事故が起きて以来、たびたび問題にされてきました。

防衛省に確認しますが、これまでキャンプ座間のゴルフ場周辺で発生したゴルフボールの飛び出しに伴う事故がどれだけあったと把握していますでしょうか。

◆地引政府参考人

お答えさせていただきます。当省が保有いたしますキャンプ座間ゴルフ場からのゴルフボール飛び出し事故に係ります損害賠償に関する行政文書は、文書管理規定等におきまして保存期間を定めておりますところ、平成十四年度以降のものを保有しているところでございます。

その資料におきまして、ゴルフボールの飛び出しによる人身事故、人身被害の事故は発生しておりませんが、物損事故で損害賠償を行った支払い年度別で申し上げますと、平成十四年度〇件、平成十五年度二件、平成十六年度二件、平成十七年度一件、平成十八年度二件、平成十九年度二

件、計九件でございます。

また、過去にキャンプ座間ゴルフ場におきまして人身に被害を与えた事故について、当省が保有する行政文書以外の関係書物を調べたところ、昭和五十五年に女性の背中にゴルフボールが当たった事故が一件発生したことを確認しているところでございます。

○笠井委員

また五年間しかないという話になりますが、五年間だけでも九件あったと。そして、一九八〇年には直接人身にかかわることがあったわけで、それ以外にもあったということも可能性があるわけですね。

そういう中で、相模原市は今回も、この問題に対して要請を出しました。そして、昨年十一月十九日には、政府に対して、基地問題に関する要請書というのを出示して、その中で、基地内のゴルフ場からのボール飛び出し事故が再発していることから、コースのレイアウトの見直しとか利用者への注意喚起等の危険防止策を早急に講じることという要請項目があります。

これを受けて、政府は米軍と何か協議をしたんでしょうか。していれば、どんな協議でどんな結果になったのか、報告してください。

◆地引政府参考人

お答えさせていただきます。今般の施設外へのゴルフボールの飛び出し事故につきましては、五月十六日に、相模原市長から南関東防衛局長に対しまして、ゴルフボール飛び出し防止の真に実効性のある万全の対策を講じ、市民の安全、安心への不安を払拭するよう改めて要望しますとの要請がございました。

南関東防衛局は、事故の発生を受けまして、五月十六日、在日米軍司令部に対しまして再発防止策を講じるよう強く申し入れたところであり、相模原市長からの要請に対し、米側には既に再発防止策を講じるよう強く申し込んでいる旨をお伝えしているところでございます。

いずれにいたしましても、このような施設外へのゴルフボールの飛び出し事故により周辺住民の方に安全、安心に不安を与えたことはまことに遺憾でございまして、原因究明と再発防止策について引き続き米側に強く求めてまいりたい所存でございます。

○笠井委員

去年十一月に要請が出ていますが、今から半年以上もたっていますが、その要請に対しては、政府、防衛省としては何をやって、どういうふうなことをやってきていますか。

◆地引政府参考人

お答えいたします。キャンプ座間ゴルフ場におけます施設外へのゴルフボールの飛び出しに関しまして、防衛省は、累次の機会に米側へ再発防止を申し入れたところであります。

再発防止のための具体的な措置といたしまして、これまで、ティーグラウンドの位置の変更やグリーン縮小による打球の方向を変える等のコースレイアウトの変更、施設外にボールが飛び出しやすい部分におけます防球ネット工事など、打球の施設外への飛び出し防止策が講じられてきているところでございます。また、プレー時の注意喚起を促すためにチラシをプレーヤーに配布しているところでございます。

今般のボールの施設外への飛び出し事故のあった五番ホールにつきましては、防球ネットの工事のほか、防球ネット寄りに新たに池を設置し、打球の方向が施設外に向かないよう工夫するなど再発防止策がとられてきたところでありますけれども、今般の事故を踏まえまして、さらなる再発防止を米側へ申し込んでいるところでございます。

○笠井委員

再々いろいろな措置をやって、フェンスを高くしたとかいっても、また起こったわけですよ。

それから、もう私は二回も聞いたんですよ、十一月十九日の要請に対して何をやったかと。それに対しては何も結局答えなくて避けているわけですね。やっていないんでしょう。そうじゃないんですか。今回については言いましたとか、これまでこう言いましたと答弁されましたけれども、十一月十九日の要請で具体的に市からちゃんと来ているものについてどうしているのかというふうには伺っても、二度聞いても、やはりやられていないんですね、これは。

極めて怠慢だと私は思うんです。要請を出されてから半年以上たっている。そしてまた、放置してきたことが、いろいろやってきたと言うけれどもまた起こったわけですから、私は、本当に対策が万全だったのか、そして根本にさかのぼってこれは考えられなきゃいけない。住民の生命と安全確保をないがしろにしながら、あそこはまさに、住民の反対を無視しながら、米陸軍の第一軍団の司令部の移転ということで、米軍再編については強硬にやってきたというところでありますので、地元ではいろいろな思いと怒りもある。当然のことだと思います。

この在日米軍の基地内のゴルフ場というのは、キャンプ座間だけではありませんよね。全国の米軍基地内のゴルフ場というのはどこにあるのか、合計何カ所か、その総面積はどれぐらいになりますか。

◆地引政府参考人

お答えさせていただきます。キャンプ座間以外のゴルフ場がある米軍の施設・区域でございますけれども、三沢飛行場、多摩サービス補助施設、横田飛行場、厚木海軍飛行場、岩国飛行場、奥間レストセンター、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧及び嘉手納弾薬庫地区の九カ所、合わせて十カ所であると承知しております。

また、総面積につきましては、提供しております施設・区域ごとの面積は承知しておりますけれども、その内訳のゴルフ場等の面積については承知しておりませんので、ゴルフ場のトータルの面積は現在把握しているところではございません。

○笠井委員

提供していても面積がわからないと言うんですけれどもね。

資料でお手元にお配りしまして、一は、これは相模原市のホームページからとったものですが、キャンプ座間基地のゴルフ場の配置図で、そこはかなり広い地域ですよ、相当の面積、ゴルフ場であります。基地を提供したら何にどれぐらい使われているかもお任せということで、働いている日本人従業員の給与も日本側負担なのに、在日米軍基地内のゴルフ場の総面積もわからないというのは問題だと思うんですが、これは調べて報告していただきたいと思うんですが、どうですか。

◆地引政府参考人

米側に対して照会させていただきたいと思います。

○笠井委員

きちんと当委員会に報告していただきたいと思います。

ところで、今国会では自衛隊のゴルフ場の問題が議論となりまして、資料二に、お手元にありますが、防衛省の調査で、自衛隊基地内に十一カ所のゴルフ場施設があって、隊員や関係者が無料か格安料金で使っているということが明らかになりました。これを見ましてもプレーが随分安くできますよね。

石破防衛大臣が先月末に、この調査結果を受けて、施設の全廃も含めて対策の検討を指示したということが言われておりますけれども、そういうことも含めて検討しているんですか。どうな

っているのでしょうか。

◆渡部政府参考人

お答えいたします。今御指摘の、自衛隊施設におきましてゴルフ場があるのではないかと御指摘でございますが、これはゴルフ場として利用する目的で整備し、維持管理しているものではないということでございます。一方、自衛隊の一部基地あるいは駐屯地におきましては、着陸帯または弾薬庫の保安用地、あるいは訓練場等を利用してゴルフの練習施設ということで使用しているということでございますけれども、これにつきましては、今御指摘の点も含めて、現在、防衛省の中で検討を進めているということでございます。

○笠井委員

ゴルフ場としてつくったわけじゃないけれども、ゴルフ場として使っているわけですよね。

米軍基地内のゴルフ場を自衛隊員も利用している、その実態が資料の三であります。防衛省提出の資料でありますけれども、二〇〇六年の一年間で防衛省の職員千四百人が利用して、延べ回数にすると五千二百回にも及ぶということが明らかになっております。今回事故を起こしたキャンプ座間基地も、自衛隊員が利用しているということで含まれています。

こういう場合の一回当たりの利用料金というのは幾ら払っているのでしょうか。

◆地引政府参考人

お答えさせていただきます。米側から聞いたことを御説明いたしますと、米軍の構成員以外の者がゴルフ場を利用する際の利用料は、すべてのゴルフ場において同一ではなく、平日においては十八ホールでおおむね八千五百円から一万一千円、週末においてはおおむね一万一千円から一万五千元であるというふうに承知しておりまして、自衛隊員が幾らかというところについては把握しているところではございません。

○笠井委員

それ自体極めて格安ですが、自衛隊員が使っても幾らかは知らないということでありまして、これは聞き取り調査をしていて、二十五万人に対してやっているといつて、中間的にここまでわかっているというような報告の話だったんです。

防衛省、こうした防衛省職員による米軍基地内のゴルフ場利用についても当然ながらこれは見直していく、先ほど自衛隊の、ゴルフ場としてつくったわけじゃないけれどもゴルフ場として使っているという話があった部分とあれですが、こっちの方も当然ながら見直して、やめさせるとか、そういうことも含めて検討しているわけですね。どうでしょうか。

◆地引政府参考人

お答えさせていただきます。米軍は、地位協定第三条に基づきまして、施設及び区域において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置をとることができることとなっております。

このため、在日米軍関係者以外の者による米軍ゴルフ場の利用につきましては、在日米軍が、米軍の利用に支障のない範囲に限り、米軍との友好親善の意味合いから認めているものと承知しておりまして、防衛省職員による利用につきましては、今後ともかかる趣旨を踏まえて、節度を保っていくべきものであるというふうに考えている次第でございます。

○笠井委員

友好親善とか交流という名前で格安プレーを推奨するという事になったらこれは大変な話なので、節度を持ってというのは、では、これはやめるという話じゃないんですね。国民的にはちょっとこういう話というのは到底理解と納得を得られる話じゃないというふうに思うんです。

それで、高村大臣、米軍基地内のゴルフ場から飛び出したボールで一般市民や子供に被害が繰り返し起こったり、あるいは物損があったりしても一向に根絶されるという話になっていない、再三言っているけれどもという話ですが。そして、そのゴルフ場では、米軍だけじゃなくて、防衛省・自衛隊関係者ならばいわば格安で、プレーもやりたい放題、そこで働いている日本人従業員の給与というのは日本国民の税金で賄っている、こんなことは、地元住民にはもちろん、国民から理解と納得を到底得られないと私は思うんです。

相模原市もこういう問題に関連して、昨年十一月の要請書ということで、これは相模原市の米軍基地返還促進等市民協議会と並んで、両者の名前で出されている要請書ですが、この中で、「米軍基地の整理・縮小・早期返還の実現に努力されたい。」ということで、ゴルフ場部分約五十二ヘクタールの返還、市民の憩いの場及び防災空間として活用するということでの要請項目が含まれております。

この中にも地図がありまして、これは市が出している要請書の中の地図ですが、ゴルフ場の部分の返還ということで、地図でも書いてありますけれども、この中には自衛隊の使っているところもありますから、米軍の使っている部分からすると相当な比重を占めていて、この部分をとにかく市民の憩いの場そして防災の空間ということで返還されたいという要請も出しているわけです。

それから東京でも、多摩のサービス補助施設ということで、先ほどありましたが、そこでも住民は返還ということを要求しているというのがあります。

この際、米側に対して、米軍基地内のこうしたゴルフ場施設の撤去、返還をやはり求めるというぐらいはやらないといけないんじゃないかと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

◆高村国務大臣

アジア太平洋地域には、冷戦終了後も、複雑で多様な要因を背景とした地域紛争、大量破壊兵器やミサイルの拡散等、依然として不安定で不確実な状況が存在しております。

そのような状況の中で、在日米軍は、日米安保条約の目的の達成のために、本国を離れて我が国に駐留し、日々訓練などの活動に当たっております。また、いざ有事の際には、米国の青年たちには血を流してまでも日本を守ってもらわなければなりません。日米安保体制はそうした在日米軍関係者一人一人のたゆまぬ努力により支えられてきております。

御指摘のゴルフ場などの福利厚生施設は、そのような米軍人軍属の士気及び能力を維持することを目的とし、設けられたものであり、それ自体が問題であるとは考えておりません。したがって、直ちに返還を求めることはありません。

それと別に、ボールが外に飛び出すなどということはあってはならない、人にぶつかるなどということはある、それは当然でございます。

○笠井委員

幾ら措置をとっても、結局、先ほど防衛省が言いましたけれども、それをやって、フェンスを高めたって、また飛んできて当たっているという現実があるんです。

それで、私、それ自体問題とは考えていないということも、ちょっとこれは驚きなんです、余り難しいことを、いつまでもそんな理屈を言っちゃいけないと思うんですよ。冷戦終結後で、日米安保体制が、そして有事のために、目的達成で米軍頑張っています、だからゴルフをやってもいいんですという話にならないですから。士気を高めて、福利厚生を維持するというふうに言われましたけれども、日本国民は、幾ら士気を高めて、福利厚生と願っても、こんなに格安で、こんなにいいところでゴルフができる状況じゃないんですよ。それを、自分たちの税金を出して、結局は米軍、自衛隊の幹部、あるいは自衛隊員や防衛省の職員が安くゴルフを自由に行っているということでもありますから、ゴルフ雑誌だって、全国の米軍基地のゴルフ場という特集を出すぐ

らいです。いいところでやっているよという話が出るぐらいなんで、私は、こういう事故再発防止のためにも、やはりきっぱり撤去、返還を求めるべきだ、このことを強く主張して、質問を終わります。